

丹波市地域資源活用懇話会に関する公開等及び傍聴の取り扱いについて

(目的)

- 1 この規定は、丹波市地域資源活用懇話会設置条例に基づく、地域資源活用懇話会（以下「懇話会」という。）の、公開等及び傍聴に関し、必要な事項を定める。

(懇話会の公開等)

- 2 懇話会（懇話会において配布された資料を含む。）の公開又は全部若しくは一部の非公開は、会長が懇話会に諮って、これを定める。
- 3 懇話会の公開に際しては、丹波市情報公開条例（平成 16 年丹波市条例第 9 号）の趣旨に照らし配慮するものとする。

(傍聴に関する事項)

- 4 懇話会の公開が決定した場合、下記のとおり取り扱う。
 - (1) 傍聴席の区分
傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。ただし開催会場の都合により分けることが困難な場合は、この限りではない。
 - (2) 傍聴の手続き
会議を傍聴しようとする者は、懇話会傍聴受付簿（以下「受付簿」という。）に必要事項を記載しなければならない。
また受付簿は、懇話会の開催当日、開催場所に備え付け、先着順により受け付ける。
 - (3) 報道関係者に係る手続き
報道関係者は、取材等のため懇話会を傍聴しようとするときは、あらかじめ会長の許可を受けなければならない。
 - (4) 傍聴人の定員
傍聴人の定員は、懇話会開催場所に応じて、会長が定める人数とする。
 - (5) 傍聴することができない者
 - (ア) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
 - (イ) 酒気を帯びていると認められる者
 - (ウ) 前 2 号に掲げる者の他、懇話会を妨害し、または議事運営に支障となるおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

- 5 傍聴人は、懇話会を傍聴するに当たっては、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、会長の許可を得た場合には、この限りではない。
 - (1) 静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談笑、騒擾、みだりに傍聴席を離れること、その他の議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

- (3) 会場において、食事又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真、ビデオ等の撮影及び録音を行わないこと。
- (5) 会場においては、会長及び係員の指示に従うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場等)

- 6 傍聴人がこの取り決めを守らないときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。
- 7 傍聴人は、懇話会において会議非公開の決定があったときは、すみやかに退場しなければならない。

(その他)

- 8 この取り扱いに記載のないものについては、会長が懇話会で諮り決定する。